

平成 20 年 5 月 30 日

各 位

東京都中央区新川一丁目 17 番 24 号  
サムシングホールディングス株式会社  
代表取締役社長 前 俊守  
(コード番号：1408)

問合せ先：  
取締役管理本部長経営企画部長 笠原 篤  
(電話番号：03 - 5566 - 5555)  
(<http://www.sthd.co.jp/>)

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。  
(変更箇所は下線で示しております。)

### 記

- 1 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①当社及び当社グループは、コンプライアンスに関する基本方針を制定し、法令・定款遵守及び社会倫理の厳守を企業活動の前提とし、社会的責任を果たす。
  - ②当社及び当社グループは、リスク・コンプライアンスに関する統括責任者としてリスク・コンプライアンス管理担当取締役を任命する。また、設置したリスク・コンプライアンス委員会の委員長を代表取締役社長、リスク・コンプライアンス管理担当取締役を副委員長とし、本基本方針に基づき業務が適切に運用されているかを確認し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。リスク・コンプライアンス委員会は確認した結果及び改善を要する事項を定期的に取り締役に報告する。
  - ③当社及び当社グループの取締役、監査役並びに委員会メンバーは、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかにリスク・コンプライアンス管理担当取締役に報告し、必要がある場合は委員会開催を要請する体制を構築する。また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行える手段として、内部通報制度を設置し、運用する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①取締役の職務執行に係る情報は、取締役会に定期的に報告され、議事録として保存する。
  - ②取締役及び監査役の閲覧に関する手続を明確にし、取締役間の相互牽制力を高める。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①リスク管理を体系的に行うためのリスク管理に関するリスク管理規程を定め、これに基づいて、全社的にリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を定め、リスク管理体制を明確化する。
  - ②各リスクの管理責任部署は、リスク管理の状況について定期的にリスク・コンプライアンス

委員会に報告し、必要に応じて速やかに対策を検討する。リスク・コンプライアンス委員会は確認した結果及び改善を要する事項を定期的に取り締役に報告する。

③内部監査部門（内部監査室）は、リスク管理体制について内部監査を実施し、その結果を、代表取締役社長を経由してリスク・コンプライアンス委員会に報告する。

#### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、経営方針に基づきグループの中期経営計画を策定し、当該計画の達成の為に具体的な決定を行う。

②取締役会は原則として毎月1回、別途必要に応じて随時機動的に開催し、業務報告及び業績報告のレビューを通じて、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う。

③取締役会の機能強化と正確な意思決定の為に、当社代表取締役社長及び取締役、執行役員、並びに当社グループの取締役、執行役員をメンバーとしたグループ経営会議を定期的を開催し、当社及び当社グループの経営方針並びに重要な事業戦略課題を討議し、これらの議論の結果に基づき効率的な意思決定を行う。

④職務権限、職務分掌及び稟議規程等、社内規程を整備し、組織的に業務を執行するとともに、適切な権限委譲を図る。

#### 5 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社はグループ各社の業務領域を明確にし、全体の組織を整備する。

②グループ会社は適正な経営方針を決定し、関係会社管理規程に基づき、業務を遂行し、グループ間の相乗効果をあげる。

③グループ会社間の円滑な業務の遂行と各社の相互牽制のため、グループ会社間による情報交換・調整を目的とする会議体を設けて、定期的を開催する。

④子会社の業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項、並びに子会社間の重要な取引については、子会社の機関決定または取引の契約・取り決めの前に、当社へ報告し、承認を求める。

⑤当社の内部監査部門（内部監査室）は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。

#### 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役から独立した使用人を配置するものとする。

#### 7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の取締役、執行役員からの独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査役会の事前の同意を得るものとする。

#### 8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会のほかグループ経営会議その他重要と思われる会議に出席し、取締役及び使用人に対して、事業報告を求め、また、書類の提示を求めることができるものとする。

②取締役及び使用人は、取締役会その他の重要会議を通じて、もしくは直接監査役に対して、法令事項のほか、次に定める事項について定時または随時に報告する。

イ. 取締役会、重要会議で審議された重要な事項

ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ. 内部監査に関する事項

ニ. 重大な法令・定款違反に関する事項

ホ. その他コンプライアンス・リスク管理上の重要な事項

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、監査の実効性を確保し、適切な意思疎通を図る目的で、内部監査部門（内部監査室）との連携を図り、代表取締役社長、取締役もしくは使用人との定期的な意見交換会を開催する。
- ②監査役は、業務監査の実効性を確保するため、随時、現地調査及び取締役・使用人等との面談を要請することができる。
- ③監査役は、監査の実務上必要と認めるときは、専門の弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に活用することができる。

10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針を「コンプライアンス基本方針」に明記し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することとし、そのための社内規則及び社内体制の整備強化を進めております。また、経営企画部を反社会的勢力排除に向けた統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、その情報収集と、事案に応じて速やかに対処できる体制を構築しております。

以 上